

4. 路線別事業計画

鈴蘭台地区 No.1

2-5 鈴蘭台13号線		事業者	神戸市
事業区間：鈴蘭台北町1丁目(北区役所～鈴蘭台交番)			
延長：	80 m	経路の種別	準生活関連経路
車道幅員：	6.5 m	歩道幅員	1.5 m
事業の内容	事業量 (延長/面積)	実施予定期間	
歩道舗装の改善	100 m <sup>2</sup>	平成28年度～平成30年度	
交差点歩行者溜部の改善	1箇所	平成28年度～平成30年度	
視覚障害者誘導用ブロックの設置	70 m	平成28年度～平成30年度	
事業実施に際し配慮すべき 重要事項	鈴蘭台駅周辺再開発事業・鈴蘭台幹線との調整が必要。		
2-6 鈴蘭台88号線		事業者	神戸市
事業区間：鈴蘭台西町1丁目(神戸電鉄踏切～すずらんホール)			
延長：	130 m	経路の種別	準生活関連経路
車道幅員：	6.7 m	歩道幅員	2.0 m
事業の内容	事業量 (延長/面積)	実施予定期間	
縦断勾配の改善(案内標識の設置)	1箇所	平成28年度～平成30年度	
事業実施に際し配慮すべき 重要事項			
2-7 鈴蘭台92号線		事業者	神戸市
事業区間：鈴蘭台西町1丁目(すずらんホール～北区民センター)			
延長：	110 m	経路の種別	準生活関連経路
車道幅員：	4.5 m	歩道幅員	1.5 m
事業の内容	事業量 (延長/面積)	実施予定期間	
歩道の拡幅	45 m	平成28年度～平成30年度	
縦断勾配の改善(手摺の設置)	70 m	平成28年度～平成30年度	
歩道舗装の改善	130 m <sup>2</sup>	平成28年度～平成30年度	
視覚障害者誘導用ブロックの設置	100 m	平成28年度～平成30年度	
事業実施に際し配慮すべき 重要事項			

※ 実施予定期間については、今後の財政状況・事業進捗状況等により変更することがあります。

## 4. 路線別事業計画

鈴蘭台地区 No.2

2-9 鈴蘭台幹線		事業者	神戸市
事業区間：鈴蘭台北町1丁目（再開発事業区域内）			
延長：	90 m	経路の種別	準生活関連経路
車道幅員：	11.0 m	歩道幅員	4.5 m
事業の内容	事業量 (延長/面積)	実施予定期間	
歩道舗装の改善	405 m <sup>2</sup>	平成30年度～平成32年度	
歩道の拡幅	90 m	平成30年度～平成32年度	
視覚障害者誘導用ブロックの設置	90 m	平成30年度～平成32年度	
事業実施に際し配慮すべき 重要事項			
2-10 鈴蘭台駅前広場		事業者	神戸市
事業区間：鈴蘭台北町1丁目（駅前広場～再開発ビル（北区役所・神戸電鉄鈴蘭台駅））			
延長：	110 m	経路の種別	準生活関連経路
車道幅員：	— m	歩道幅員	— m
事業の内容	事業量 (延長/面積)	実施予定期間	
駅前広場整備	2700 m <sup>2</sup>	平成30年度～平成32年度	
視覚障害者誘導用ブロックの設置	110 m	平成30年度～平成32年度	
障がい者用乗降スペースの整備	1箇所	平成30年度～平成32年度	
総合情報案内板の設置	1箇所	平成30年度～平成32年度	
事業実施に際し配慮すべき 重要事項			
2-11 鈴蘭台環状線		事業者	神戸市
事業区間：鈴蘭台東町1丁目（駅前広場～神戸電鉄鈴蘭台駅南改札口）			
延長：	35 m	経路の種別	準生活関連経路
車道幅員：	10.0 m	歩道幅員	2.5 m
事業の内容	事業量 (延長/面積)	実施予定期間	
歩道舗装の改善	88 m <sup>2</sup>	平成30年度～平成32年度	
視覚障害者誘導用ブロックの設置	35 m	平成30年度～平成32年度	
事業実施に際し配慮すべき 重要事項			

※ 実施予定期間については、今後の財政状況・事業進捗状況等により変更することがあります。